

志木市立志木小学校 いじめ防止基本方針

令和6年4月4日（木）生徒指導部

1 いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

いじめとは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものである。

上記の考え方のもと、本校では全ての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、どの子どもにも起こり得る」という基本認識にたち、全校の児童（生徒）が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定した。

いじめ防止のための基本姿勢として、以下の5つのポイントをあげる。

- (1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- (2) 児童が主体となって、豊かに生活できる学校づくりを目指す。
- (3) いじめの早期発見のために、さまざまな措置を迅速に講じる。
- (4) いじめの早期解決のために、児童への適切な指導と保護者への支援・助言を組織的に対応する。
- (5) 学校、教育委員会、保護者及び関係機関が連携して対応する。

2 学校いじめ防止基本方針の策定

- (1) 学校は、国、県及び市の基本方針を参酌し、当該学校の実情に応じた学校いじめ防止基本方針(以下「学校基本方針」という。)を策定する。(法第13条)。
- (2) 学校基本方針は、いじめ防止等の基本的な取組みの内容等について定める。
- (3) 学校は、学校基本方針を策定した後、速やかに公表し、保護者、地域の理解と協力が得られるよう努める。
- (4) 学校は、いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置づけ、その評価結果を踏まえ、取組の工夫・改善を図る。
- (5) 志木小学校いじめ防止基本方針の目的

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、すべての教職員と児童、保護者及び地域が一体となって、いじめ防止への取組を組織的、計画的、継続的に行う拠り所として策定する。

3 いじめ防止対策委員会の設置及び組織的な取組

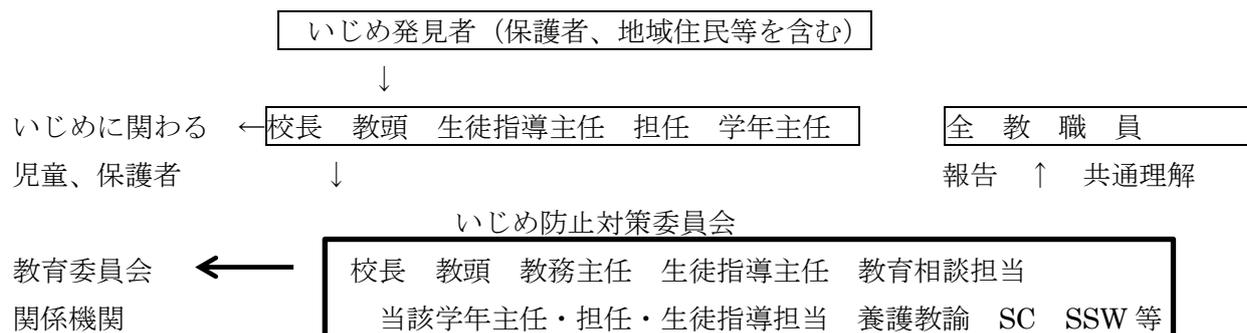
いじめ防止対策委員会（以下「対策委員会」という。）

- (1) 構成員 校長 教頭 教務主任 生徒指導主任 教育相談担当 当該学年主任 担任
生徒指導担当 養護教諭 スクールカウンセラー スクールソーシャルワーカー

(2) 組織の役割。

- ・いじめの早期発見、早期解決
- ・いじめ事案の調査と指導支援計画の立案、実施
- ・全教職員への共通理解
- ・被害児童及び保護者への支援
- ・加害児童及び保護者への指導
- ・志木小学校いじめ防止基本方針の PDCA の実施
- ・教職員研修の企画、立案、実施
- ・児童、保護者に向けたいじめ防止啓発活動
- ・アンケートの実施、結果の検証
- ・相談窓口

(3) いじめに対する措置



4 いじめ防止に向けた年間計画

| 月 | 活動内容 | *生徒指導部会、学年主任会は、毎月開催 |
|-----|-------------------------------------|---------------------|
| 4月 | 教職員研修 (学校基本方針の共通理解) 教育相談 | |
| 5月 | 表札教育相談 | |
| 6月 | 児童理解研修会、人権作文、学校公開、学校生活アンケート(いじめに特化) | |
| 7月 | 個人面談、定例対策委員会 なかよし学級による縦割り活動 | |
| 8月 | 教育相談研修、生徒指導研修 | |
| 9月 | | |
| 10月 | 学校生活アンケート (いじめに特化) 土曜学校公開、教育相談 | |
| 11月 | 埼玉県いじめ撲滅月間、教育相談 | |
| 12月 | しきっこ祭りの縦割り活動 定例対策委員会 | |
| 1月 | 人権標語、教育相談 | |
| 2月 | 学校生活アンケート (いじめに特化)、教育相談 | |
| 3月 | 1年間のまとめと評価 | |

※道徳の学習においていじめに関する内容項目がある際の意図的指導

5 いじめ防止及び早期発見のための取組

| | |
|---|---|
| <p>(1) 未然防止の具体的な取組</p> <ul style="list-style-type: none">・児童会による啓発活動・豊かな心を育む道徳教育の推進・尊重し合う意識を高める人権教育の推進・学ぶ喜びを味わう学習指導の実践・人間関係づくりを重視した体験活動の充実・ネットいじめ防止のための講演会の開催・非行防止教室の実施 | <p>(2) 早期発見のための具体的な取組</p> <ul style="list-style-type: none">・定期的なアンケート・個人面談の調査・教育相談週間・子どもの行動の記録・養護教諭、スクールカウンセラーと連携した相談活動・保護者、地域との連携、協力・学童保育との連携、協力 |
| <p>(3) いじめに対する対処</p> <ul style="list-style-type: none">・把握した情報に基づく対応方針の策定・学校いじめ対策委員会を核とした役割分担の明確化・被害児童の安全確保とスクールカウンセラー等を活用したケア・加害児童に対する組織的継続的な観察・指導・いじめ行為を伝えた子どもの安全の確保・児童、保護者へのスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーを活用したケア | <p>(4) 指導力を高めるための研修</p> <ul style="list-style-type: none">・児童理解研修の充実・いじめ防止及び対応に関するケース会議や事例研修・スクールカウンセラー、相談員との意見交換 <p>(5) 保護者・地域との連携</p> <ul style="list-style-type: none">・PTA、地域と連携し、学校が抱える課題を共有し、地域ぐるみで解決する仕組みづくりを推進する。 |

6 重大事態への対応

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。



- 重大事態が発生した旨を教育委員会に速やかに報告する。
- 教育委員会と協議の上、校内に調査組織を設置する。
- 事実関係を明確にするための調査を実施し、再発防止に努める。
- 調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係を適切に提供する。
- 調査結果を教育委員会に報告する。
- 調査結果を踏まえた必要な措置を講じる。

付則 この基本方針は、平成26年4月1日に施行する。

付則2 この基本方針は、平成30年8月1日に改訂する。